

日韓交渉の概況

38. 7. 12
理. 外

1 昨11日(午前)に実施された非公式会談

日本側から、漁業専管水域問題についての韓国側の真意を質したのに対し、韓国側は、日本側の12哩境に原則として同意できないことはないが、韓国側の懐疑に對應する措置として、日本側ができるだけの色をつけてくれることを希望する旨述べたようである。

「色をつける」ことの意味は、外務省(北東アジア課)の後明によれば、日本側が、漁業協力問題についての韓国側の主張をできるだけ多く容認すること。12哩の直ぐ外側での日本漁船の操業を制限すること等を意味しているものようである。

2 昨11日(午後)に実施された予備交渉

(1) 漁業問題については、日韓双方互に主張からの主張をくり返しただけで、全く進展はみられなかったようである。

(2) 請求権問題について、韓国側から、未合意の2点(D/A債権及び有償漁業協力の償

還期間)に関する解決案が提示された。

上記韓国側提案の要旨は、

- (1) O/A債権は、3年間で償還^{三と三}するが、無償返済協力の毎年度供与額は、最初の3年間は毎年450万ドル（^{三の額から}O/A債権償還分が減額されるから、実際の供与額は、大平書翰の場合と同額の300万ドル）、4年目以降には償還残額を均分した額（約240万ドル）とする。
- (2) 有償返済協力の償還期間は、^{原則としては}日本側の主張どおり、7年格上げ13年とするが、日韓双方の合意により元金の償還期間を延ばすことができることとする。

というものである。

この韓国側提案に対して、日本側は、検討にも値しない提案であると一蹴したようである。

3 今後における交渉予定

- (1) 本12日(午後)漁業問題専門家会議が開催される予定であるが、本会議では、韓国側から漁業協力に関する提案が行なわれる予定であるので、日本側としては、その提案内容の説明を受けると共に、韓国零細漁民と日本漁船の衝突が最も発生する地域が何処であるかについて調査を行うよう努めている。

(2) 来週においては、交渉の重点は、非公式会談に移り、漁業問題についての韓国側の真意を詳細に把握すべく努力がつけられる予定である。